

各都道府県介護保険主管部局 御中
(岩手県、宮城県、福島県を除く)

厚生労働省老健局振興課

東日本大震災における地域包括支援センターへの職員派遣
及び設置運営基準の弾力的な取扱いについて（依頼）

今般の東日本大震災においては、必要な介護の確保等、高齢者の支援に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

被災地においては、仮設住宅への入居が本格化しておりますが、仮設住宅入居後においても、引き続き、要介護者の実態把握や支援を継続していく必要があります。取組の長期化が予想されますので、今般、次の2点について改めてお願いいたします。

1 地域包括支援センターへの職員派遣について

これまでも被災地の地域包括支援センター（以下「センター」という。）へ全国のセンターから社会福祉士等の職員を派遣していただいているところですが、今後とも被災地におけるセンターの活動が十分確保されるよう全国的な支援を長期的に継続していく必要があります。

つきましては、被災地の自治体や関係する職能団体から、貴管内市区町村のセンター職員をはじめ相談援助経験のある専門職に対する派遣要請があった場合には、積極的に対応するよう市区町村へ御助言をお願いいたします。

2 地域包括支援センター設置運営基準の弾力的な取扱いについて

介護サービス事業所の人員基準等については、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」（平成23年3月18日付け事務連絡）において、弾力的な取扱いを可能としているところです。

これらの事務連絡で示した取扱いについては、センターの設置運営についても同様といたしますので、各都道府県におかれては、上記1と併せて、管内市区町村への周知をお願いいたします。